

〔平 26 . 4 . 4  
際 D 3 - 1〕

# 税制調査会（国際課税 D G ③）

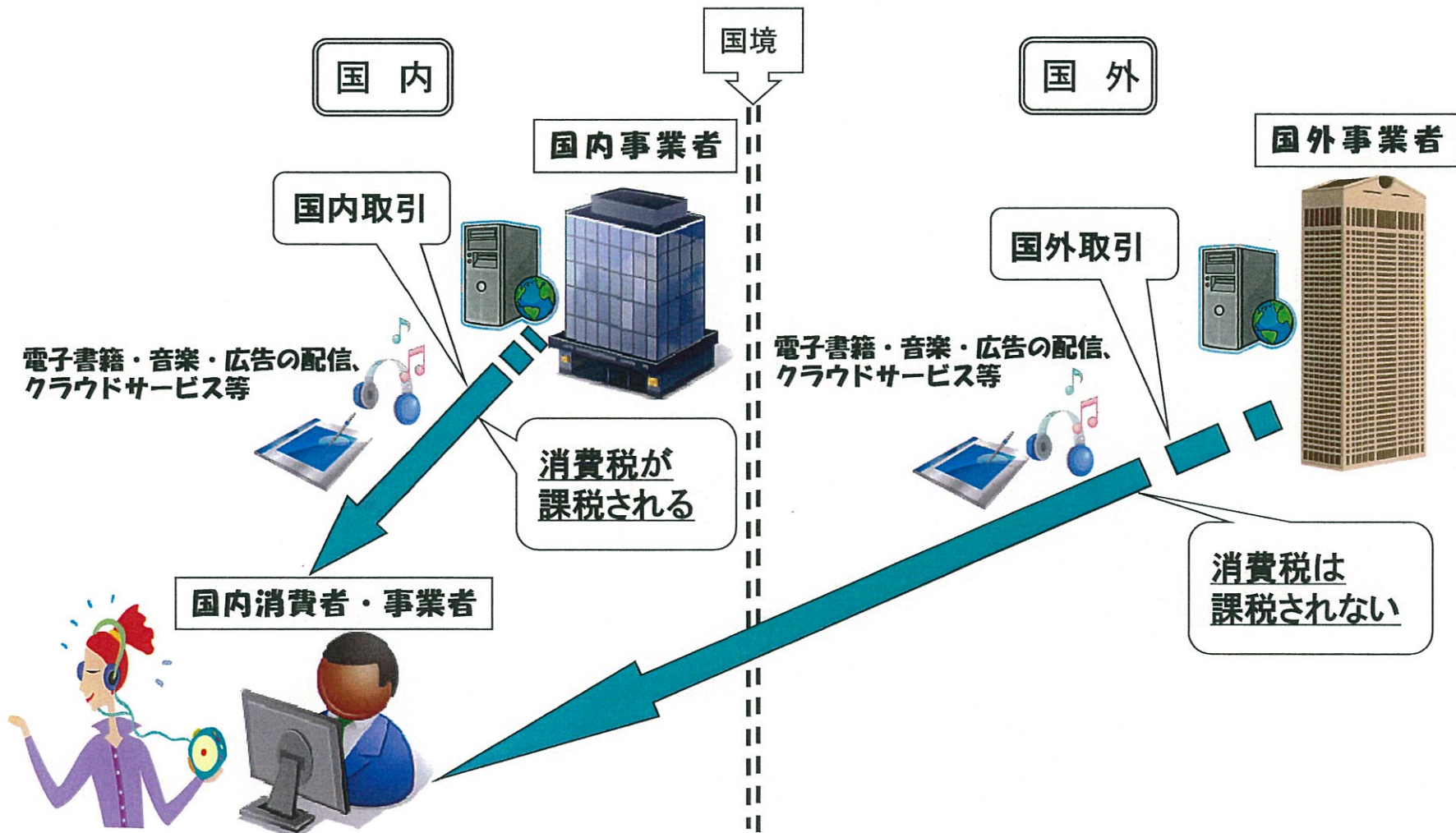
〔国境を越えた役務の提供に対する消費税について〕

平成 26 年 4 月 4 日（金）

財 務 省

# 国境を越えた役務の提供に対する現行消費税制度における取扱い

現行制度においては、国境を越えた役務の提供について、国内取引かどうかの判定を、提供者の所在地により行うこととされているため、国内事業者からの役務提供には消費税が課税されるが、国外事業者からの役務提供には消費税が課税されない。

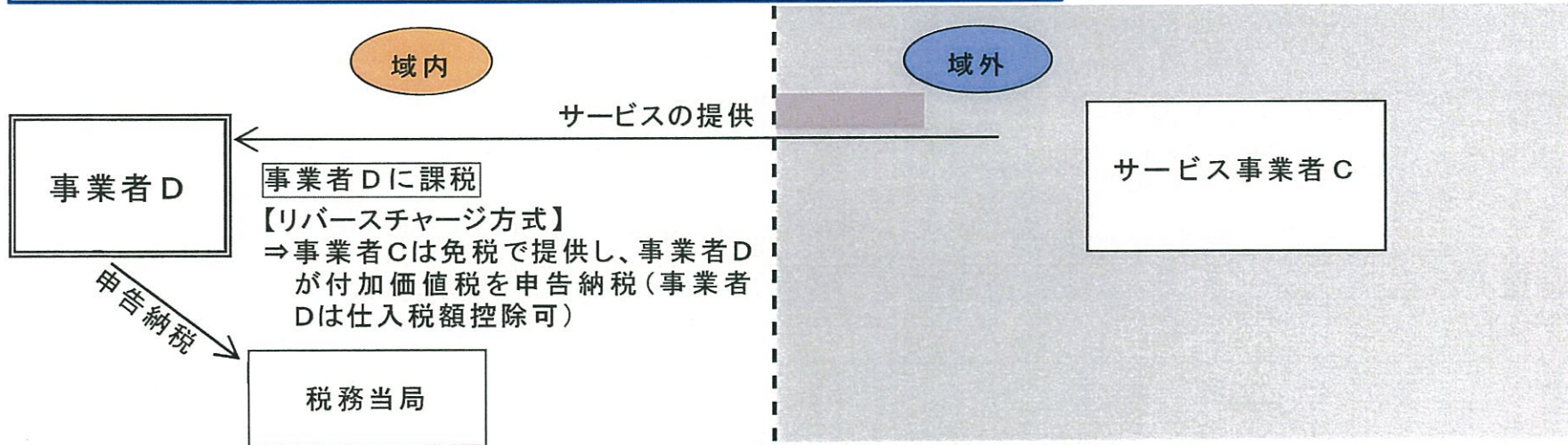


## 「国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税の在り方に関する研究会」 における基本的な考え方

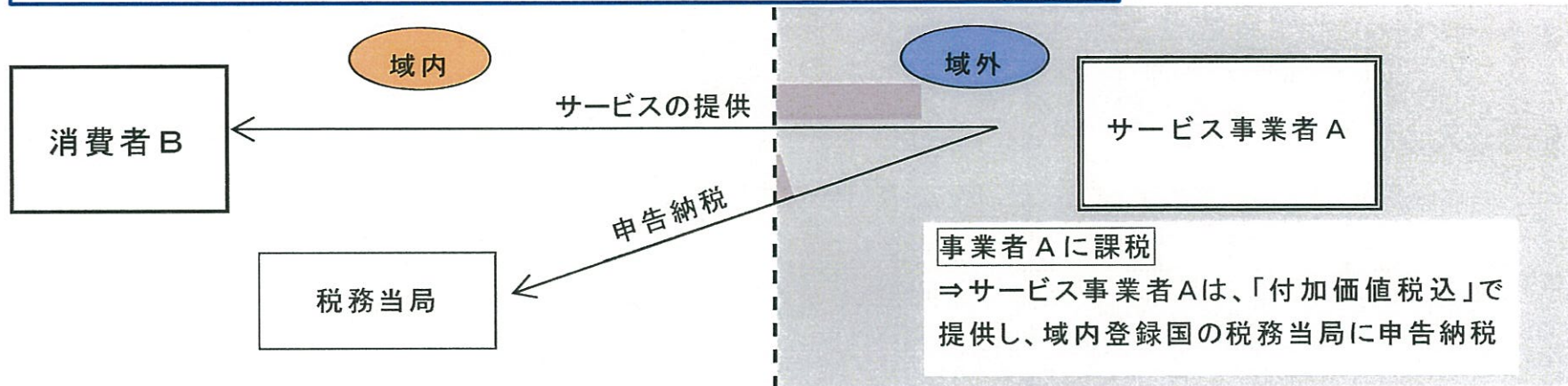
- 我が国の消費税制度においても、欧州諸国と同様、消費に負担を求める消費税の性格に鑑み、実際に消費が行われる場所(仕向地)において課税することを基本としている。
- したがって、電子書籍・音楽・広告の配信や法務サービスなどの役務の提供が国境を越えて行われた場合についても、欧州諸国のように、日本に所在する事業者や消費者が役務の提供を受けた場合は広く国内取引として位置づけることが基本的に望ましい方向性であると考えられる。
- 他方、内外判定基準の変更は、経済活動に与える影響が大きいことから、その具体的な検討にあたっては、現在の制度が経済活動に対する中立性を阻害している程度、制度変更に伴う事業者の追加的な負担の程度、適正な税務執行を確保する観点等を十分踏まえることが不可欠である。

# OECDにおける検討を踏まえた欧州諸国における対応状況

## BtoB取引: 域内の仕入事業者が申告納税(リバースチャージ方式)



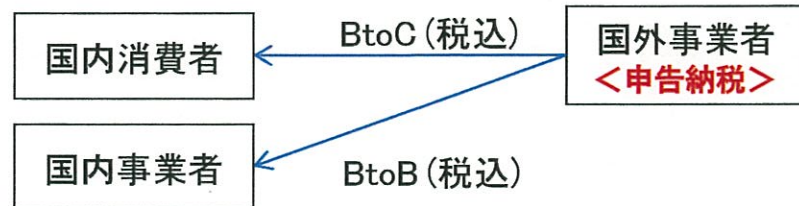
## BtoC取引: 域外のサービス事業者が申告納税(課税事業者登録方式)



※EU諸国においては、実務上、課税事業者番号 (VAT-ID) を有している事業者に対する役務提供については、域外事業者が免税で提供し、域内の役務受領者にリバースチャージ義務を課しているが、課税事業者番号を有していない事業者に対する役務提供については、域外事業者に申告納税義務を課している。

## 昨年11月の国際課税DGに提示した課税方式案の比較

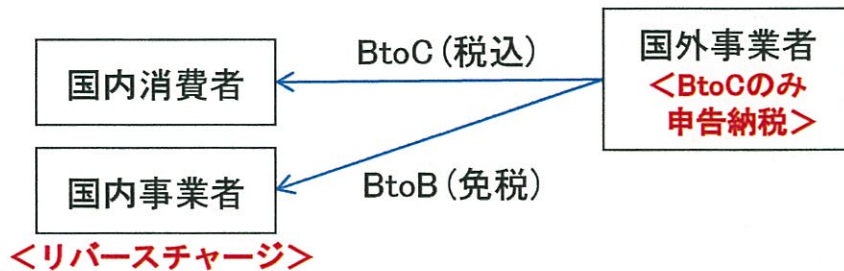
### 案1：BtoC・BtoBともに国外事業者が申告納税



#### 【課題】

BtoB取引において、執行管轄の及ばない膨大な国外事業者からの適正な納税が行われていない場合であっても当該取引に係る仕入税額控除が適用されるおそれがある。

### 案2：BtoCは国外事業者が申告納税、BtoBは国内事業者がリバースチャージ



#### 【課題】

国外事業者が、取引相手のステータス(事業者か消費者か)を確実に判別できる制度を整備する必要がある。  
※EU諸国は課税事業者番号(VAT-ID)を活用。

### 案3：案1と案2を組み合わせた方式



#### 【課題】

国内事業者は、取引相手が申告納税を行う事業者(※税込での提供となる)か否かを確認する等の事務負担が発生する。

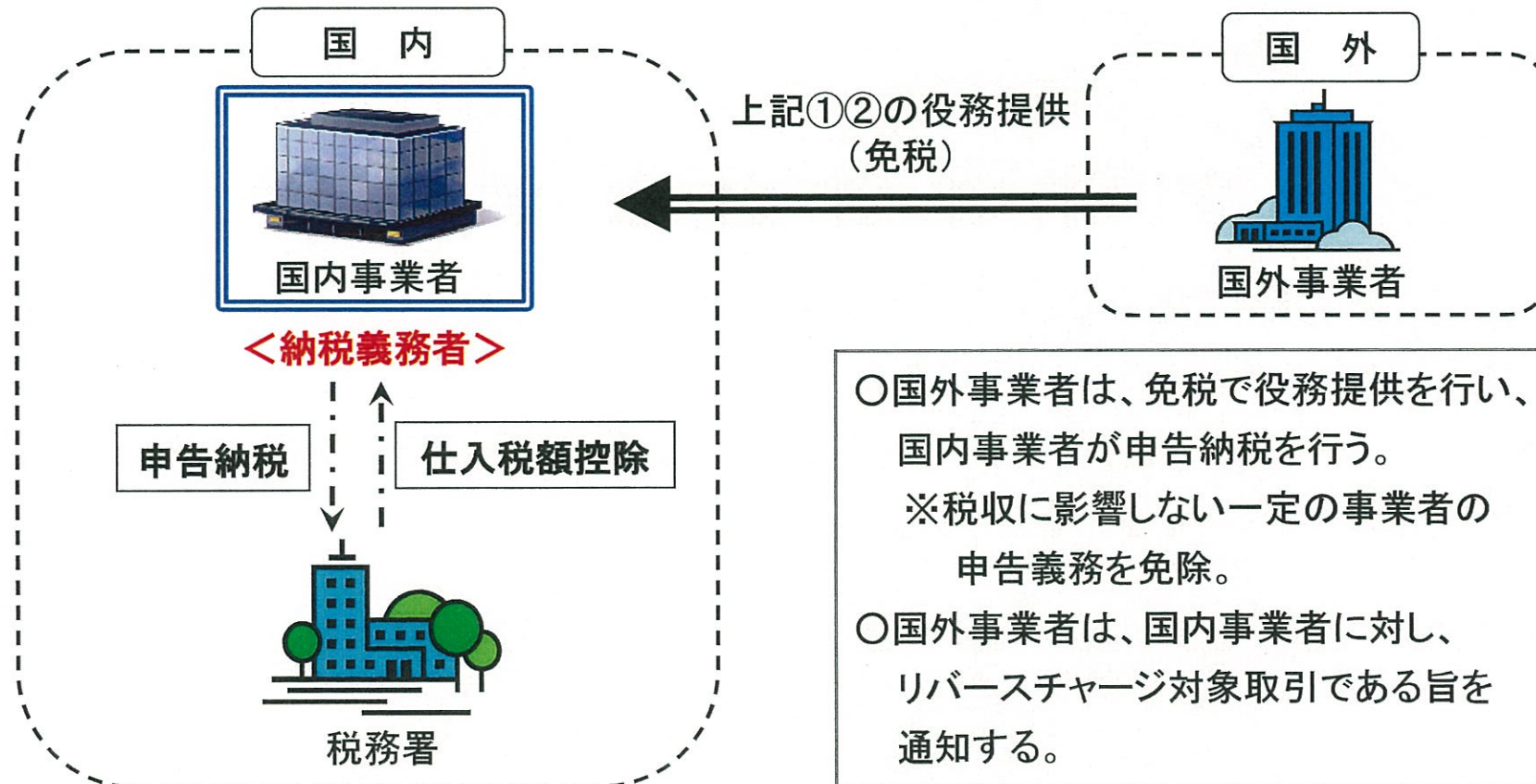
国外事業者A: 消費者向け役務提供を一部でも行う事業者  
国外事業者B: 事業者向け役務提供しか行わない事業者

※案2及び案3においては、税負担額に影響がない場合も含め、国内事業者の申告実務に影響を及ぼすことに留意。

(案3'-I) 事業者向け取引に係る課税方式(リバースチャージ方式)

国外事業者が行う以下の役務提供について、国内事業者に申告納税義務を課す方式

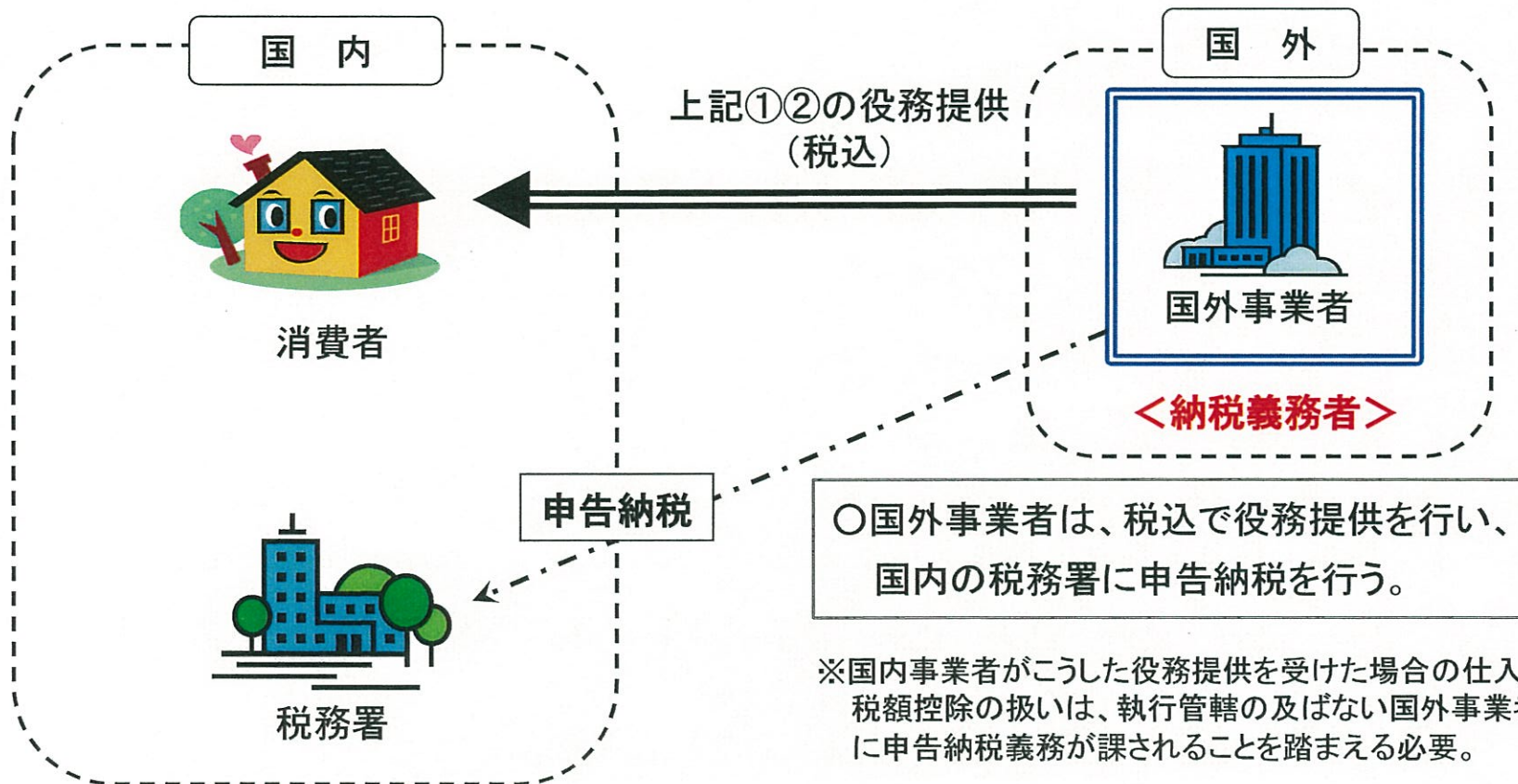
- ①性質から見て通常事業者向けのもの(広告配信・法務サービス等)
- ②消費者・事業者双方に提供されているもの(クラウドサービス等)で、取引条件等から事業者向けであることが明らかな取引



(案3'-II) 消費者向け取引に係る課税方式(国外事業者申告納税方式)

国外事業者が行う以下の役務提供について、国外事業者に申告納税義務を課す方式

- ①性質から見て通常消費者向けのもの(電子書籍・音楽の配信等)
- ②消費者・事業者双方に提供されているもの(クラウドサービス等)で、取引条件等から事業者向けであることが明らかでない取引



平 26 . 4 . 4  
際 D 3 - 2

# 税制調査会（国際課税 D G ③）

## 〔国境を越えた役務提供の市場規模の試算〕

平成 26 年 4 月 4 日（金）

経済産業省

商務情報政策局 情報経済課



# 0. 市場規模の推計の考え方

## (1) 今回推計を行った分野

・近年、市場が拡大していると言われている以下の分野について行った。

①インターネット広告、②クラウドサービス、③電子書籍

## (2) 推計の内容

・それぞれの分野における市場規模について、以下の定義で推計を行った。

「国内市場」・・・日本国内の需要家が消費している役務の規模

「越境取引」・・・国内市場のうち、海外から提供されているもの  
(いわゆる非課税取引に該当する)

## (※) 留意事項

- ・国境を越えた役務提供に関する政府の統計等は、必ずしも存在しないため、民間企業の公表資料等を参考に推計を行った。
- ・為替レートは、使用したデータの当時のレートとして、80円/1ドルで計算を行った。

# 1. 国境を越えた役務提供の市場規模

	国内市場	そのうち越境取引
インターネット広告 (2012年)	6,600億円	<b>3,900億円</b>
クラウドサービス (2011年)	1兆2,000億円	<b>2,300億円</b>
電子書籍 (2012年)	730億円	<b>350億円</b>

## 2. インターネット広告

### (1) 国内市場

- ・株式会社電通が公表している資料によると、約6,600億円(2012年)。

### (2) 越境取引

- ・外資系企業の手とされるA社、B社、C社による越境取引を試算。
- ・その合計金額は、約3,900億円(2012年)。

#### A社

- ・米国向けの広告売上高は200億ドルと開示されている。
- ・広告売上高は、サービスの利用者数に比例すると仮定し、日米におけるA社のサービスの利用者数の比較により、日本に対する越境取引の規模を推計。

#### B社

- ・広告配信以外の取引も含め、世界での売上高は610億ドル、日本での売上高が78億ドルと開示されている。
- ・米民間シンクタンクの試算によると、B社の世界でのインターネット広告売上高は、約6億ドル。
- ・世界全体の売上げに占めるインターネット広告売上高の割合を、日本にも適用し、越境取引の規模を推計。

#### C社

- ・北米(アメリカ、カナダ)、アジアなどの地域単位において、広告売上高が開示されている。
- ・A社と同様、北米と日本におけるC社のサービスの利用者数の比較により、日本向け越境取引の規模を推計。

## 3. クラウドサービス

### (1) 国内市場

- ・平成22年に総務省が主催した「スマート・クラウド研究会」の報告書では、国内のクラウドサービスの国内市場の規模を、以下のとおり定義し、試算している。

国内事業者のソフトウェア、情報処理サービス等関連市場規模

×

企業のクラウドサービスの利用率

- ・市場規模の試算方法を参考に、2011年の国内のクラウドサービスの市場規模を推計したところ、約9700億円(2011年)。ただし、本方法では、海外企業からの越境取引は含まれない。
- ・民間シンクタンクの調査による、クラウド分野における外資系企業のシェアを考慮し、越境取引の規模を2,300億円を試算。
- ・これを上記に加算し、国内市場は、約1兆2000億円(2011年)と推計。

### (2) 越境取引

- ・上記のとおり、越境取引は、約2,300億円(2011年)と推計される。

# 4. 電子書籍

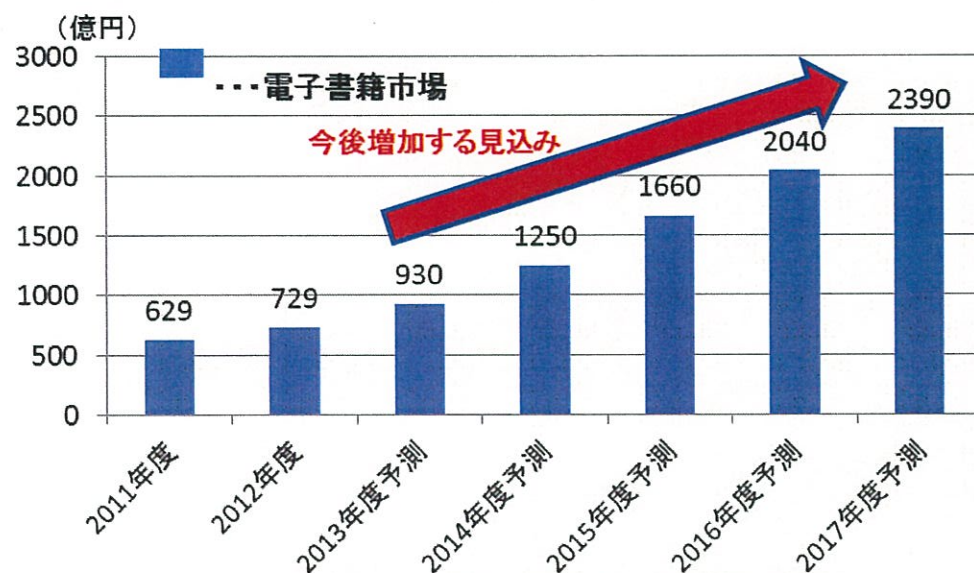
## (1) 国内市場

- 株式会社インプレスビジネスメディアが公表している資料によると、約730億円(2012年)。

## (2) 越境取引

- このうち海外企業が占める割合については、電子書籍ストアにおける、利用率にしめる海外企業の割合から推計すると、約350億円。

電子書籍市場規模の推移(2013年度以降は予測)



出典: インプレスビジネスメディア「電子書籍ビジネス調査報告書2013」  
より経済産業省作成

電子書籍ストアの利用状況(2013年4月調査)

店舗名	利用率	推計利用率*
Kindleストア	49.4%	39.3%
Apple iBookStore	15.8%	12.6%
紀伊國屋書店Kinoppy	14.7%	11.7%
Reader Store	9.6%	7.6%
楽天kobo	7.6%	6.0%
BookLive!	7.3%	5.8%
BOOK☆WALKER	6.7%	5.3%
eBookJapan	6.5%	5.2%
Honto	5.1%	4.1%
Google Play Books	3.1%	2.5%

※ 本利用調査は、複数回答ありの調査であり、利用率の総和が100%とならないため、各ストアの延べ利用者数を全体の延べ回答者数で除算した割合を推定利用率とした。

出典: インプレスR&D「電子ストア利用動向調査」(2013年4月版)  
より経済産業省作成